

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 潟上市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,285	5,294	449	9,028

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	12,745	12,049	696	651	328	12,788	
有線放送事業特別会計	119	119	0	0	23	53	
土地取得事業特別会計	13	13	0	0	13	0	
一般会計等	12,799	12,103	696	651		12,841	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	548	518	30	293	36	3,483	484	法適用企業
	(歳入)	(歳出)	(形式収支)	(実質収支)				
下水道事業特別会計	1,815	1,791	24	24	686	10,457	8,366	
農業集落排水事業特別会計	205	201	4	4	125	1,799	1,626	
合併処理浄化槽事業特別会計	9	6	3	3	0	0	0	
国民健康保険事業特別会計	3,664	3,461	203	203	223	0	0	
介護保険事業特別会計	2,409	2,344	65	65	374	0	0	
後期高齢者医療特別会計	223	220	3	3	85	0	0	
老人保健特別会計	375	373	2	2	28	0	0	
公営企業会計等 計				597		15,739	10,476	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
秋田県市町村総合事務組合 (一般会計)	15,696	15,401	295	295	1,367	0	0	
秋田県市町村総合事務組合 (交通災害共済特別会計)	189	166	22	22	0	0	0	
秋田県市町村会館管理組合	151	135	16	16	10	0	0	
秋田県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	401	386	15	15	0	0	0	
秋田県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	114,598	110,972	3,626	3,626	649	0	0	
男鹿地区消防一部事務組合 (一般会計)	1,406	1,396	10	10	0	174	87	
男鹿地区消防一部事務組合 (大型化学消防車等特別会計)	11	10	0	0	0	27	0	
男鹿地区衛生処理一部事務組合	296	287	9	9	0	0	0	
井川町潟上市共有財産管理組合	3	1	2	2	0	0	0	
湖東地区行政一部事務組合	587	571	17	17	0	48	24	
一部事務組合等 計				4,012		249	111	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
秋田県町村土地開発公社	△ 2	43	0	0	0	0	102	0	
昭和総合開発(株)	2	47	35	0	0	0	0	0	
天王グリーンランド(株)	△ 1	82	53	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			88	0	0	0	102	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	697	569	△ 128
減債基金	10	10	0
その他充当可能基金	703	832	129
充当可能基金計	1,410	1,411	1

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.01	7.20	2.19	△ 13.51	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	10.26	13.81	3.55	△ 18.51	△ 40.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	18.1	17.2	△ 0.9	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	128.8	121.6	△ 7.2			合併処理浄化槽事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.35	0.36	0.01						
経常収支比率	95.3	94.4	△ 0.9						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

## 7. 財政用語の解説

### ☆実質赤字比率

「実質赤字比率」は、福祉や教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示している。平成20年度の潟上市は実質的な赤字はなく、黒字の7.20%となっている。

### ☆連結実質赤字比率

潟上市には一般会計のほかに国民健康保険事業特別会計等9つの特別会計(財産区を除く)がある。「連結実質赤字比率」は、その全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示している。平成20年度の潟上市は実質的な赤字はなく、黒字の13.81%となっている。

### ☆実質公債費比率

「実質公債費比率」は、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示している。この比率は、過去3年間の平均値が用いられ、18%を超えると公債費負担適正化計画の策定が必要で、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなる。

### ☆将来負担比率

「将来負担比率」は、地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来負担を圧迫する可能性が高いかどうか示している。

### ☆財政力指数

自治体の財政力を示す数値で、指数が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。なお、財政力指数が「1」を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

### ☆経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率として使われている。これは、経常的経費(人件費・扶助費・公債費等)に経常一般財源収入(地方税・地方交付税・地方譲与税等)がどの程度充当されているかを見るもので、この比率が低ければ臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることになる。一般的には、都市にあつては75%、町村にあつては70%程度が妥当とされ、それぞれ80%、75%を超えると注意を要するとされている。

### ☆公営企業資金不足比率

この比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示している。